

つ、就労実態も当該諸規程に則したものとなっている場合は、社会保険の被保険者として取り扱われます。

## 4. 税制の適用

パートタイム労働者であっても、給与所得者として、その年収によっては次表のとおり課税対象となります。また、パートタイム労働者の配偶者は、課税に当たって、配偶者控除と配偶者特別控除が認められる場合があります(控除額などについては次表を参照してください)。

配偶者特別控除の適用を受けることにより、税制上の「手取りの逆転現象」(パートタイム労働者本人の収入が一定額を超えると、かえって世帯全体の手取りが減少する現象)は解消されています。

「パートタイム労働者の年収額」と「本人に対する課税」「配偶者に認められる控除」

パートタイム労働者の 年収額	(1) パートタイム労働者本人		(2) 本人の配偶者	
	課税対象となるかどうか		所得税・住民税の課税に当たって控除が認められるかどうか	
	所得税	住民税(所得割)	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	×	×	○	×
100万円を超え103万円以下	×	○	○	×
103万円を超え141万円未満	○	○	×	○
141万円以上	○	○	×	×

※ ただし、配偶者特別控除は配偶者の年間の合計所得金額が1,000万円(給与等収入で約1,231万円)以下の場合のみ認められます。

### (1) パートタイム労働者本人に対する課税について

- ①所得税(国税)の場合：年収103万円(給与所得控除65万円+基礎控除38万円)まで課税されません。
- ②住民税(地方税)の場合：所得割と均等割が課されますが、所得割は年収100万円(給与所得控除65万円+所得割非課税範囲35万円)までは課税されません。均等割については、課税対象者には、一律の額(標準税額は年額4,000円)が課税されますが、詳しくは市町村等にお問い合わせください。

### (2) パートタイム労働者の配偶者に対する課税について

所得税(国税)および住民税(地方税)の計算上、配偶者の年収から、パートタイム労働者の年収に応じて、それぞれ次ページの表の額が控除されます(配偶者控除または配偶者特別控除)。

## パートタイム労働者の年収と配偶者の所得控除額の関係

(所得税(国税)額計算上の控除額/住民税(地方税)額計算上の控除額)

パートタイム労働者の収入	配偶者控除 (A)		配偶者特別控除 (B)		合計控除額 (A+B)	
	所得税 (国税)	住民税 (地方税)	所得税 (国税)	住民税 (地方税)	所得税 (国税)	住民税 (地方税)
103万円以下	38万円	33万円	0	0	38万円	33万円
103万円超 105万円未満	0	0	38万円	33万円	38万円	33万円
105万円以上 110万円未満	0	0	36万円	33万円	36万円	33万円
110万円以上 115万円未満	0	0	31万円	31万円	31万円	31万円
115万円以上 120万円未満	0	0	26万円	26万円	26万円	26万円
120万円以上 125万円未満	0	0	21万円	21万円	21万円	21万円
125万円以上 130万円未満	0	0	16万円	16万円	16万円	16万円
130万円以上 135万円未満	0	0	11万円	11万円	11万円	11万円
135万円以上 140万円未満	0	0	6万円	6万円	6万円	6万円
140万円以上 141万円未満	0	0	3万円	3万円	3万円	3万円
141万円以上	0	0	0	0	0	0

(参考) 配偶者控除・配偶者特別控除の考え方(所得税の場合)

